

第3号様式

(第1面)

事業活動地球温暖化対策結果報告書

(あて先) 川崎市長

郵便番号 212-0055

住 所 川崎市幸区南加瀬1丁目8番6号

氏 名 株式会社 中商

代表取締役 中嶋 達夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称	株式会社 中商		
主たる事務所 又は事業所の所在地	神奈川県川崎市川崎区扇町5番15号		
該当する事業者 の要件	☐ 規則第4条第1号該当事業者		
	☐ 規則第4条第2号該当事業者		
	☐ 規則第4条第3号該当事業者		
	☒ 規則第4条第4号該当事業者		
	☐ 上記以外の事業者（任意提出事業者）		
主たる事業 の業種	大分類	R	サービス業（他に分類されないもの）
	中分類	88	廃棄物処理業
主たる事業 の内容	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の中間処理（焼却）		
事業者の規模	☐ 原油換算エネルギー使用量		k l
	☐ 自動車の台数		台
	☒ エネルギー起源の二酸化炭素 以外の温室効果ガスの排出の量		19,428 t-CO ₂

(第2面)

計画期間及び報告年度	平成28年度～平成30年度(報告年度平成30年度分)
温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成状況及び温室効果ガスの排出の量	別添 指針様式第2号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施状況	別添 指針様式第2号のとおり
他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置の実施状況	別添 指針様式第2号のとおり
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項	別添 指針様式第2号のとおり
備考	

- 備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
- 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
- 3 報告書には、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。
- 5 氏名(法人にあっては、その代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。

事業活動地球温暖化対策結果報告

1 温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成状況（第1号、第2号、第4号該当者等）

(1) 温室効果ガスの排出の量の状況（排出係数固定）

ア 計画期間の温室効果ガスの排出の量

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標排出量
排出量	(実) 17,310 t-CO ₂ (調) 17,310	(実) 17,292 t-CO ₂ (調) 17,292	(実) 18,307 t-CO ₂ (調) 18,307	(実) 19,428 t-CO ₂ (調) 19,428	(実) 17,310 t-CO ₂
削減率		(実) 0.1 % (調) 0.1	(実) -5.8 % (調) -5.8	(実) -12.2 % (調) -12.2	(実) 0.0 %

イ 計画期間の温室効果ガスの排出の量に係る原単位等の値

原単位の活動量	廃棄物焼却量		単位	t-CO ₂ /t	
	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度の値
排出量 原単位等の値	1.254	1.242	1.286	1.292	1.254
削減率		1.0 %	-2.6 %	-3.0 %	0.0 %

ウ 計画期間の温室効果ガスの排出の量の状況についての説明

第1年度	温室効果ガス排出量は基準年度と比較して減少した。要因として当社扇町CRセンターで焼却処理する廃油の搬入量が減少したためである。
第2年度	温室効果ガス排出量は基準年度と比較して増加した。要因として当社扇町CRセンターで焼却処理する搬入量が増加した為である。
第3年度	温室効果ガス排出量は基準年度と比較して増加した。要因として当社扇町CRセンターで焼却処理する搬入量が増加した為である。

(2) 温室効果ガスの排出の量の状況（全社目標）

--

3 温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成するための措置の実施状況

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の実施状況

事業所等 (第1号、第2号、第4号該当者等)	計 画	①推進体制の整備②主要設備等の安全管理③燃焼設備の安全管理④受変電設備及び配電設備の安全管理⑤ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の安全管理⑥照明設備の安全管理⑦新設、更新等における措置⑧事務用機器の管理⑨事務用機器の安全管理⑩断熱性、再生可能エネルギーの利用等
	第1年度	④受変電設備及び配電設備の安全管理：受変電設備及び配電設備の定期的な保守、点検の実施⑦新設、更新等における措置：日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮した室外機の設置場所の決定○新設、更新等における措置：省エネ法に規定する特定機器に該当する場合、基準エネルギー消費効率以上の機器の採用（ＬＥＤ照明）⑧事務用機器の管理：不要時の電源切断、停電力モードの設定⑨事務用機器の安全管理：定期的な保守、点検の実施 ⑩断熱性、再生可能エネルギーの利用等：日射の遮蔽のためのブラインド、カーテン等の積極的な利用⑬省エネ法に規定する特定機器に該当する場合、基準エネルギー消費効率以上の機器の採用（FAX複合機一部入替）
	第2年度	④受変電設備及び配電設備の安全管理：受変電設備及び配電設備の定期的な保守、点検の実施⑤ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の安全管理⑦新設、更新等における措置：日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮した室外機の設置場所の決定○新設、更新等における措置：省エネ法に規定する特定機器に該当する場合、基準エネルギー消費効率以上の機器の採用（ＬＥＤ照明）⑧事務用機器の管理：不要時の電源切断、停電力モードの設定⑨事務用機器の安全管理：定期的な保守、点検の実施⑩断熱性、再生可能エネルギーの利用等：日射の遮蔽のためのブラインド、カーテン等の積極的な利用⑬省エネ法に規定する特定機器に該当する場合、基準エネルギー消費効率以上の機器の採用（パソコン一部入替）
	第3年度	④受変電設備及び配電設備の安全管理：受変電設備及び配電設備の定期的な保守、点検の実施⑤ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の安全管理：ポンプ1台更新⑪新設、更新等における措置：冷却ファンのインバータ化⑦新設、更新等における措置：日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮した室外機の設置場所の決定⑫新設、更新等における措置：省エネ法に規定する特定機器に該当する場合、基準エネルギー消費効率以上の機器の採用（ＬＥＤ照明）⑧事務用機器の管理：不要時の電源切断、停電力モードの設定⑨事務用機器の安全管理：定期的な保守、点検の実施⑩断熱性、再生可能エネルギーの利用等：日射の遮蔽のためのブラインド、カーテン等の積極的な利用⑬省エネ法に規定する特定機器に該当する場合、基準エネルギー消費効率以上の機器の採用（パソコン一部入替）
自動車等 (第3号該当者等)	計 画	
	第1年度	
	第2年度	
	第3年度	

ア 再生可能エネルギー源等の利用に係る考え方

経営的・技術的に検討を重ね、再生可能エネルギー源等の積極的な利用を図る。

[illegible][illegible]

4 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置の実施状況

計 画	なし
第1年度	なし
第2年度	なし
第3年度	なし

5 その他地球温暖化対策の推進への貢献の実施状況

計 画	1、ISO14001で管理している教育計画に地球温暖化対策に関する当計画を取り入れ、その内容を従業員に教育する。 2、建設当初から、熱交換器（空冷）にて熱回収後の熱風は、排ガスの白煙防止に有効利用している。
第1年度	1、ISO14001で管理している教育計画に地球温暖化対策に関する当計画を取り入れ、その内容を従業員に教育する。 2、建設当初から、熱交換器（空冷）にて熱回収後の熱風は、排ガスの白煙防止に有効利用している。
第2年度	1、ISO14001で管理している教育計画に地球温暖化対策に関する当計画を取り入れ、その内容を従業員に教育する。 2、建設当初から、熱交換器（空冷）にて熱回収後の熱風は、排ガスの白煙防止に有効利用している。
第3年度	1、ISO14001で管理している教育計画に地球温暖化対策に関する当計画を取り入れ、その内容を従業員に教育する。 2、建設当初から、熱交換器（空冷）にて熱回収後の熱風は、排ガスの白煙防止に有効利用している。

6 前年度の温室効果ガスの排出の量等の実績（排出係数反映）

(1) 事業者単位

ア 第 1 号、第 2 号、第 4 号該当者等

(実)	19,428	t-CO ₂
(調)	19,428	

イ 第 3 号該当者等

(実)		t-CO ₂
(調)		

(2) 事業所等単位（第 1 号、第 2 号該当者等）

ア 年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る 事業の名称	温室効果ガス の排出の量
				t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂

イ 年間の原油換算エネルギー使用量が原油換算で 500kl 以上 1,500kl 未満の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る 事業の名称	温室効果ガス の排出の量
				t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂

ウ 年間の原油換算エネルギー使用量が原油換算で 500kl 未満の事業所の一覧

エネルギー使用量の規模	事業所数
400～500kl 未満	
300～400kl 未満	
200～300kl 未満	
100～200kl 未満	
100kl 未満	

(3) 事業所等単位（第 4 号該当者等）

ア 物質ごとの年間の温室効果ガスの排出の量（二酸化炭素換算）が 3,000 t 以上（二酸化炭素の場合はエネルギー使用に伴い排出したものを除く。）の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る 事業の名称	温室効果ガス の排出の量
㈱中商 扇町 CR センター	川崎市川崎区扇町 5-15	8822	産業廃棄物処分量	19,428 t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂

イ 物質ごとの年間の温室効果ガスの排出の量（二酸化炭素換算）が 3,000 t 未満（二酸化炭素の場合はエネルギー使用に伴い排出したものを除く。）の事業所の数

事業所数	
------	--